

〔論文〕

室町幕府の文書管理 —南北朝～室町初期を中心に—

The Document Management under the Muromachi Shogunate:
The Nanbokuchō and Early Muromachi Eras

田中 誠

論 文

室町幕府の文書管理—南北朝～室町初期を中心に—

室町幕府の文書管理—南北朝～室町初期を中心に—

The Document Management under the Muromachi Shogunate: The Nanbokuchō and Early Muromachi Eras

田中 誠 Makoto TANAKA

要 旨

本稿は、室町幕府において作成された文書・記録について、鎌倉幕府後期における文書管理体制の連続面・断絶面に着目し、その文書管理の一端を解明するものである。当初は、問注所が鎌倉幕府のように文庫で評定事書を集中管理する体制が成立した。また紛失安堵を例に足利尊氏の権限を考察し、恩賞方に置かれた事書を用いた内乱期独自の文書利用システムがあったことを明らかにした。こうした体制は観応の擾乱で失われた。また奉行人は符案・落居記録を作成しており、多くの幕府機関の下で作成・保管され、観応の擾乱後の公武関係の変化や訴訟制度に合わせた運用がなされた。これらが幕府記録としての地位を与えられたのである。

This paper focuses on the documents and records created under the Muromachi shogunate, focusing on its continuities and discontinuities with the document management system under the late Kamakura shogunate. Initially, a system was established in which the Hyojokotogaki centralized the management of assessment documents in a library like that of the Kamakura shogunate. This paper also examines the authority of Ashikaga Takauji to use the example of relief for lost property, and clarified that there was a unique system of using documents during the civil war period for using the documents placed in the reward department. This system was lost during the Kan'ou Disturbance. In addition, from the beginning, the copies of documents (Fuan) and records (Rakkyo Kiroku) prepared by magistrates were prepared and kept under a number of shogunate agencies, and were adapted to changes between the imperial court and bakufu relations and the litigation system after the Kan'ou Disturbance. These were given the status of bakufu records.

はじめに

本稿は、室町幕府諸政務において作成された文書・記録について、その作成・保管・機能を検討し、幕府の文書管理の一端を解明するものである。

日本中世において、文書はその家や組織の由緒・権利の根拠、またその家・組織の仕事の先例・マニュアルとして厳重に伝えられてきた。こうした文書管理史の実態にアーカイブズ学的視点から関心が高まったのが1980年代である。文書管理史とは、古文書学でいう文書効力に基づく伝来要因を解明するものとは異なり、「当該文書群を発生させた組織体における記録作成や保管・利用・廃棄の実態を歴史的に究明しようというもの」である¹⁾。中世史でも、河音能平氏が中世前期の朝廷における文書の廃棄・管理の実態を検討し、これ以降寺社・公家を中心に、村落に至るまで文書管理史研究が蓄積されてきた²⁾。

こうした中にあって、研究が遅れていたのが武家政権である。その背景として、法制史の視点から、石井良助氏の研究を前提に、1960年代に笠松宏至氏が鎌倉幕府訴訟における法源の不在を指摘したことが挙げられる。すなわち、鎌倉幕府は公的・体系的に法源となる文書・記録等を保管せず、幕府の裁判実務を担う奉行人がその家において私的・備忘録的に文書を残したものであったとしたのである³⁾。だが、中期室町幕府では判例主義が成立し、文書が保管されるようになつたという⁴⁾。

笠松説はいまだ根強い一方で⁵⁾、鎌倉幕府の文書管理・利用システムを検討したのが高橋一樹氏である。氏は、1996年「裁許下知状の再発給と「原簿」」（以下、高橋Aと略称）⁶⁾を発表し、主として所務沙汰（所領裁判）の判決書（裁許下知状）の作成過程で生じ、幕府内で保管される「評定事書」と「下知符案」に着目した。前者は、執権・連署が臨席する評定で審議・作成され、評定の結果を記録した文書、後者は下知状の草案であり、その他に沙汰の記録である「引付記録」の存在を指摘した。裁許下知状の受給者は、その紛失を幕府に申請すれば評定事書か下知符案に基づき裁許下知状を再発給できる制度が存在し、両文書はその「原簿」として機能した。また評定事書は幕府の「文庫」に収められた公文書であったことを明らかにした。続けて2002年に「訴訟文書・記録の保管利用システム—鎌倉幕府の文庫と奉行人の「家」」（以下、高橋B）⁷⁾では、13世紀末の幕府では奉行人の家に属さない独立した公的な「文庫」が成立し、そこに収められた「評定事書」を利用しうるシステムが存在したことを解明したのである。高橋氏の成果は、河音氏の研究を受けて、笠松氏以来の通説的理解に転換を迫るものである。こうした成果を受け、新田一郎氏は、文庫に収納される評定事書が、幕府の公式記録としての地位を与えられ、文庫を奉行人が共同利用できる「外部記憶装置」と捉え直した⁸⁾。13世紀末以降の鎌倉幕府に公的文書・記録が保管されていなかつた、という理解は克服されつつあつた⁹⁾。

一方で、佐藤進一氏は中世史料論を論じ、引き合せ照合用の帳簿の研究を行う必要性を提起した。これにより中期室町幕府以降、伝来する將軍発給文書の控え（御内書符案）を含む引付という帳簿の史料学的研究が進展した¹⁰⁾。

しかし、これらの研究においては、現存する史料を扱ったため、南北朝から室町初期の文書管理体制や当該期の帳簿は十分に検討されていない。高橋氏が提起した鎌倉幕府の「文庫」や奉行人による公的文書の管理体制は、南北朝期にはどのように継承され変化し、その特質は何であったのかが問題となる。当該期の京都の戦況や文書管理の担い手である評定衆や奉行人の動向も踏まえ、当該期室町幕府の文書管理を評価する必要がある。

高橋氏の手法は、訴訟手続とかかわって文書管理体制を検討するもので、本稿でもその手法を引き継ぐ。幕府内で作成・保管される書面全体ではなく、評定事書・符案・引付記録の一類である落居記録に限定して考察していきたい。これらは所務沙汰などの政務の中で作成・保管されるもので、引き合わせ照合用の帳簿の一種として理解できる。本稿では、これら帳簿の性格に着目し、文書管理の施設や人員にも注意しつつ、南北朝から室町初期における室町幕府の文書管理体制を明らかにすることを目指す。

第1章 問注所における評定事書の集中管理

第1節 越訴と評定事書

本章では、高橋氏が指摘した評定事書とその文庫における管理について、室町幕府のあり方を検討する。先に評定事書とはいかなる書面か、高橋説に拠りつつ確認しておきたい。評定事書は、①鎌倉中期以降の所務沙汰（主に所領をめぐる裁判）では、所務沙汰を扱う引付方において引付奉行が訴状・陳状（答弁書）や訴訟当事者の主張などを記録した「引付記録（日記）」を作成し、それを踏まえ引付方の意見をまとめた「引付勘録事書」（以下、引付勘録）をまとめ評定に提出する。②当該事書について評定で執権・連署等が合議し結審すると、当該事書に「無_相違_」や「不レ及_沙汰_」といった是非（「頭書」）が記入され¹¹⁾、「評定事書」となる、という書面である。これは差出・宛所をもたず、執権・連署以下評定衆の「その合意内容を表象する唯一の書面」であった（高橋B、398、400、402、403頁）。訴訟の勝敗や和与に關係なく作成され、六波羅ではいわゆる刑事訴訟である検断沙汰でも作成・保管された¹²⁾。評定事書を基に作成されるのが裁許下知状で、評定事書本文をほぼそのまま採用し「依_鎌倉殿仰_下知如レ件」という書止文言と執権連署が署判して文書化したものであった（高橋A、367–369頁）。つまり、評定事書は、授受關係がなく、引付勘録を基に評定で作成された、評定での合意を記録した書面と定義づけられる。ゆえに所務沙汰の越訴・検断沙汰などの確認書面、下知状再発給の原簿としても機能したのである。

室町幕府でも評定において評定事書が作成されていた。初期室町幕府では、將軍尊氏は恩賞方という直轄機関で恩賞のみを行い、他の諸政務は直義が管轄した。評定は所領裁判を扱う引付方などを管轄し、直義が臨席する最高議決機関であった¹³⁾。評定事書については、「此事已内談落居候て、以_勘録_可_レ伺_申評定_候、如_此禪律沙汰」とあるように¹⁴⁾、禪律寺院を専門に扱う禪律方での沙汰で「勘録」が作成され評定に伺い申されていることから、勘録が評定事書に転化

する手続きが取られていたことが判明する。

次に室町幕府の文庫についてみておきたい。従来から『武政軌範』問注所沙汰篇の「当所為武家之記録所」。仍古今之記録、細龜之証券等、被_レ納_レ置此文庫_レ云々。是故文書紕謬、謀実論、紛失証文等、於_レ当所_レ被_レ評_レ判之_レ」という記事から、問注所には文庫があり、幕府の文書管理上の拠点とされてきた¹⁵⁾。しかし『武政軌範』は文明15年（1483）～16年に成立した書であり¹⁶⁾、鎌倉幕府のような文庫の機能を南北朝期の問注所が持っていたかは検討を要する。以上の点を踏まえた上で、評定事書・文庫・問注所の関係をみていきたい。

【史料1】「東寺百合文書」タ函5号太良庄地頭方評定引付 貞和5年（1349）8月条¹⁷⁾

- ①一、恒枝保越訴沙汰事、貞和五年四月一日ノ内談ニ奉行人雜賀隼人入道西義令_レ披露_レ之処、問注所ノ事書ヲ召出テ可_レ有_レ其沙汰_レ之由落居了云々。
- ②一、雜賀入道、事書可_レ写進_レ之由書下ハ六月廿六日、問注所請文ハ同廿八日、無_レ文庫_レ之由注進云々。
- ③一、敵方所_レ給御下知日付事、暦応四年十月廿一日云々。（丸数字は筆者による）

【史料1】は、東寺領若狭国太良荘と隣接する恒枝保との堺相論に際し、東寺が幕府に越訴し、その経過を記したものである。【史料1】には越訴や「問注所ノ事書」、そして文庫など注目すべき記事がみえる。岩元修一氏は、【史料1】から越訴の存在、裁許状の事書が問注所に保管されていたことを指摘したが、鎌倉幕府文書管理との比較は行っていない¹⁸⁾。そこで、本節では本相論の経過をたどり「問注所ノ事書」の性格を検討する。

本相論は越訴であり、一度目の相論は暦応4年（1341）10月21日直義裁許下知状案（「東寺百合文書」フ函18号）¹⁹⁾により結審した。本下知状によれば、東寺と藤井幸熊丸代良俊が恒枝保内田畠3町余をめぐって境相論となり、東寺が敗訴している。【史料1】③敵方（藤井幸熊丸）が押領した下知状と上記直義裁許下知状の日付が一致するので、③にみえる「御下知」は上記下知状を指している。そして、貞和5年（1349）3月東寺は幕府に越訴状²⁰⁾を提出した。本越訴状によれば、暦応4年（1341）裁許の本奉行人は安威資脩である。彼は当時、吉良貞家引付方に所属していたので²¹⁾、暦応4年の裁許は引付一評定で通常の所務沙汰として処理されたことが明らかとなる。

東寺からの越訴を受けた幕府は、奉行人雜賀西義が「内談」で披露したところ、「問注所ノ事書」を出し出すことが決まった。この手続きは『沙汰未練書』「越訴沙汰事」にみえるものと一部共通する。鎌倉幕府の越訴は、訴人が越訴方に越訴申状を提出し、理由があれば、「先度御沙汰落居事書ヲ召渡後、越訴申状勘合」というものだった²²⁾。「先度御沙汰落居事書」とは、上述の評定事書である（高橋A、369頁以下）。室町幕府では越訴方が設置された形跡がないが²³⁾、越訴の手続が継承されていたことは【史料1】から明らかである。

前述のように室町幕府でも勘録から評定事書が作成されているので、【史料1】①「問注所ノ事書」は、暦応4年10月21日裁許に際して引付方で作成された勘録を基にした評定事書であつ

たといえよう。そしてそれは【史料1】②の「文庫」に保管されていたはずのものだった。この時評定事書が無かった理由は判然としない。しかし、【史料1】から幕府は、「問注所ノ事書」=評定事書が文庫にある前提で動いていたことが明らかである。後述の「落居記録」は担当奉行に照会され用いられており、評定事書だけが保管されていなかったとは到底考えられない。つまり、所務沙汰処理の主たる機関である引付一評定で作成される評定事書は、文庫に収められる体制であったと結論づけることができる。直義の下知状の多くは引付一評定を経由した所務沙汰裁許に用いられており、文庫には相当数の評定事書が蓄積されていたと考えられる。次に問注所と文庫の関係を検討したい。

第2節 問注所と文庫

【史料1】①には「問注所ノ事書」とあり、さらに問注所は「文庫に無し」という請文も出している。高橋氏は、鎌倉幕府の文庫が各奉行人の家政から独立した施設であったと指摘している（高橋A、366-374頁）。では【史料1】「文庫」と当該期の問注所執事太田氏の家政とはいかなる関係にあるのだろうか。

そこで注目したいのは六波羅探題である。六波羅には問注所はおかれなかつたが、文庫が置かれていた（『沙汰未練書』）。太田氏の同族で2・3代目問注所執事を世襲した町野氏は、寛元4年（1246）の4代鎌倉将軍九条頼經失脚事件（宮騒動）に連座し、後に六波羅に移った。そして「下知符案、事書開闢事」（『建治三年記』建治3年（1277）12月19日条）、つまり下知符案・評定事書の出納管理を担当することになった。実際に、六波羅でも「評定事書」の出納例が確認できる²⁴⁾。これらを勘案すると、鎌倉後期の六波羅では町野氏が単独で評定事書の管理に当たる体制だったと考えられる。【史料1】で奉行人の問い合わせにより問注所が請文を出したのは、六波羅のような「事書開闢」の方式を室町幕府が継承し、問注所執事太田氏が担当したからではないか。この請文の発給者も当時の執事太田顕行であろう。

しかし、この「文庫」の場所は特定できない。南北朝期の武士の京都宿所は不安定であり、太田氏と同格の評定衆でも公家の邸宅に寄宿を余儀なくされた²⁵⁾。よって建物としての太田邸の文庫=問注所文庫とは断定できない。そこで、便宜上これを「幕府文庫」と呼ぶ。

一方、幕府文庫が奉行人の家政から独立した存在だったことは確かである。【史料1】②では評定事書の出納のために奉行人雜賀が「書下」を出しており、奉行人が自由に出入できる施設ではなかったのである。太田氏の役割は、問注所として幕府文庫の管理を請け負うことだったと考えられる。引付一評定で作成された評定事書が、幕府文庫に集中的に収納され、問注所が管理する体制だったのである。ゆえに【史料1】では「問注所ノ事書」と呼ばれていたのであろう。

ではそうした体制はいつから始まったのだろうか。暦応4年の評定事書が幕府文庫にあったはずという幕府の認識からみて（【史料1】③）、この年には始まっているとみられる。下知状の発給過程で作成される評定事書に限れば、直義の裁許下知状発給が開始される建武5年（1338）8

月 27 日が画期となる²⁶⁾。建武 5 年当時の問注所執事太田時連は故実に明るい宿老で直義の信頼の厚い人物であり²⁷⁾、幕府文庫の管理を任せるにはふさわしい人物であった。第 1 節冒頭に引用した『武政軌範』問注所沙汰篇の「此文庫」の記述は、『武政軌範』成立時点ではなく、初期の問注所の説明が反映されているとみるべきであり、初期室町幕府にこそ当てはまる記述だったのである。

第 3 節 紛失安堵と問注所・恩賞方

さらに問注所の文書管理の実態について、紛失安堵を例にみてみよう。

【史料 2】「室町幕府追加法」第 20 条 文書紛失輩訴訟事（『中世法制史料集』第 2 卷）

一 文書紛失輩訴訟事_{貞和二年九月七日}_{評定}

可レ為ニ内談方所務ニ之由、先日雖レ有ニ其沙汰、於ニ建武三年已前分ニ者、無ニ事書ニ之間、委細之旨趣、無ニ拠ニ糺明ニ歟。任ニ先例ニ、尋ニ問當知行実否ニ、於ニ有ニ証人等ニ者、須ニ成ニ賜紛失安堵御下文ニ。至ニ同年已來分ニ者、守ニ旧規ニ、於ニ事書在所ニ_{恩賞方・安堵方、審議所}可レ有ニ其沙汰焉。（中略）

一方内談武州方（高師直） 奉行人_{武州方内談人}（下線は筆者が付した。以下同じ。）

【史料 2】は文書を紛失した武士・寺社に対する紛失安堵の規定である。時期により管轄が分かれており、第 1 期：建武 3 年（1336）～康永 3 年（1344）…恩賞方・安堵方・問注所、第 2 期：康永 3 年（1344）～貞和 2 年（1346）…内談方、第 3 期：貞和 2 年以降…恩賞方・安堵方・問注所（建武 3 年以来分）、内談方（建武 3 年以前分）となっていた²⁸⁾。また笠松氏は【史料 2】から「紛失安堵を幕府側の史料によって決するに足る記録類がそれぞれの部署に於いて集積し始められている」²⁹⁾と述べているが、すでに鎌倉後期には文庫や奉行人の家による文書蓄積がなされており修正を要する（高橋 AB）。

ここでは「事書在所」に問注所が挙げられている点に注目したい。問注所が紛失安堵に関与した確実な事例は、第 1 期の「内藤家文書」暦応 4 年 4 月 23 日直義紛失安堵下知状³⁰⁾である。本下知状は、建保 4 年（1216）～文保 2 年（1318）までの下文等の紛失を申し立てたもので、紙背には問注所執事太田時連と某（問注所寄人）の紙継目花押が据えられている。所務沙汰の裁許下知状には紙継目裏に担当引付頭人が花押を据える慣例があるが、時連は引付頭人に就いていないので³¹⁾、問注所執事としての措置とみなされる。よって、本下知状は問注所一評定の審理を経たもので、問注所が紛失安堵に関与したことでも確実である。勘録も作成され評定事書に仕立てられたであろう。とすれば、【史料 2】の「事書」は、紛失安堵にかかる評定事書とみなされ、評定での審理後、問注所に係属した分は、同所で保管されたと考えられる。安堵方も直義の管轄であるので、同様であった可能性が高い（恩賞方は後述）。建武 3 年以降、大きな戦乱がなかった京都では、恩賞方・問注所・安堵方や引付一評定では恒常に評定事書が作成され、各機関や幕府文庫で保管がなされていたのである。

さて、これら「事書」の利用についてもみてみよう。初期室町幕府の紛失安堵は、以下に述べるように尊氏・直義の両人が分掌した。直義の紛失安堵は前述「内藤家文書」直義紛失安堵下知状を含む3通が残っている³²⁾。すべて建武3年以前の年記を持つ文書の紛失安堵であり、【史料2】「建武三年已前分」にあたる。対象地近隣の領主、担当奉行人に対し文書紛失の事実と当知行の実否を調査し、請文（報告書）を出させており、時期が前後するが【史料2】の手続と合致する。これは鎌倉幕府の譲与安堵の方式を継承したものであり³³⁾、【史料2】にみえる建武3年以前分の規定は実効性を伴うものだった。

とすれば、建武3年以降分は「事書在所」で裁決を行うという規定も実効性のある手続だったのではないか。前述「内藤家文書」直義下知状では、建武3年以前分であるにもかかわらず、六波羅から引き続き出仕する奉行人斎藤玄秀に諮問が行われ「先年為_レ奉行_二沙汰之間披見候畢」と返答が出された。玄秀は記憶だけを頼りに返答したとは考えがたく、事書もしくは家の記録が参照された可能性が極めて高い。

一方、尊氏の紛失安堵は2通あり、1通は今川頼貞宛で暦応4年（1341）に建武4年（1337）付下文を「下文紛失之間、重所_二成敗_一也」とあるものである³⁴⁾。もう1通は紀伊国守三社宛で康永元年（1342）に建武4年付寄附状について「寄附之処、彼状紛失云々。重寄附之状、如レ件」³⁵⁾とするものである。直義のような調査文言がなく、当該所領の知行の調査をしない即時型安堵に分類できる³⁶⁾。いずれも上記第1期に収まるので、その管轄は恩賞方である。恩賞方は充行・替地などを管轄した機関で、奉行人が武士からの恩賞申請書類を管理していた。さらに重要なのは、恩賞方の沙汰は評定を経由せず尊氏が親裁した点である³⁷⁾。したがって、【史料2】の当方「事書」は、恩賞方事書と呼ぶべきもので、尊氏や恩賞方頭人高師直、奉行人らの合意を表現する書面とみなされる。保管先として頭人高師直邸も想定できるが、恩賞申請書類が奉行人の許にあったことから、奉行人が管理を担当したものと考えられる。これを踏まえて尊氏の紛失安堵の申請手続と「事書」の位置を検討しよう。

延文元年（1356）の事例だが、薩摩国人酒匂資光は紛失安堵を申請した³⁸⁾。資光は「被_レ成_二御下文_一之奉行人性運（^道安威資脩）当参之上者、有_レ御尋_一、不_レ可_レ有_レ其隠_一」と、下文を発給した奉行人安威資脩が当参（幕府に出仕）なので、彼に尋ねるよう訴えている。観応の擾乱後の安堵全般は、恩賞方での即時型安堵に収斂していく³⁹⁾。擾乱後の尊氏・義詮の紛失安堵は確認できないが、酒匂資光の紛失安堵申請も、受理されていれば即時型だったと推定される。その場合でも、訴訟当事者が奉行人への確認を要求していることが注目される。延文元年前後にも恩賞方は機能しているので⁴⁰⁾、この紛失安堵申請も恩賞方に係属し、奉行人を通して恩賞方事書ないしは奉行人安威が持つ記録が参照されたと考えられる。

しかし、尊氏の紛失安堵下文・寄進状には鎌倉期の「以_二先度符案_一、重所_レ被_二写下_一」⁴¹⁾といった依拠する文書を示す文言はない。こうした下文と事書との関係を見る上で参考になるのは、第1節で言及した六波羅檢断沙汰の評定事書・六波羅御教書の事例である。「摂津国長洲莊

「悪党関係史料」⁴²⁾には、評定事書の召出を要求する訴状が存在するが、関連する六波羅御教書には評定事書に任せなどの文言は出てこない。このことから、評定事書を参照していても、その旨を御教書には載せなかったのではないか。様式は異なるが、尊氏・直義の紛失安堵に際し、事書を参照していなかったとは考えがたいのである。

これまでの考察をまとめた。問注所は紛失安堵の事書、さらに引付—評定の評定事書も集中的に管理する機関であった。その評定事書は、越訴に関する照合用の帳簿として用いられた。それは、下知状作成過程で執筆され直義以下幕閣の合意を表す最重要の書面であった。その管理体制は六波羅を模したもので、鎌倉幕府問注所執事を経ており、直義に近い太田氏を起用した。直義は文書管理を重視し、人事面で文書管理体制を強化したものと考えられる。問注所は、初期室町幕府における文書管理上、最重要の役割を担った機関だったのである。

もう一点指摘しておきたいのは紛失安堵と恩賞方である。【史料2】のような紛失安堵に関する追加法は鎌倉幕府にはみられない。【史料2】に立法の背景説明はみえないが、戦乱によって下文・下知状などの文書を失う武士が多く、紛失安堵が喫緊の課題であったためであろう。「内藤家文書」の下知状には、内藤氏が縁のある三聖寺に文書を預けていたが、建武3年6月に凶徒が乱入り紛失に至ったとみえ、まさに南北朝期の実態を示している。そして、前述したように当該期はほとんどの政務を直義が担い、尊氏は恩賞方のみを管轄していたことが共通認識になっている。しかし、恩賞方の職務と尊氏の権限に紛失安堵を明確に位置付けた研究はない。紛失安堵は、かかる内乱期の在地状況に対応するため、直義のみならず將軍尊氏の重要な権限だったのである。こうした文書の保管利用体制は観応の擾乱によって大きな変更を迫られることとなった。次節では観応の擾乱以降の展開を追究する。

第4節 問注所における評定事書集中管理の衰退

裁許下知状の作成に伴う評定事書は、観応の擾乱後、次第に作成されなくなってしまった。

【史料3】「室町幕府追加法」第63条 寺社本所領事（『中世法制史料集』第2巻）

一 寺社本所領事 元和五年十一月

嚴密可_レ遵行_レ之子細、去七月以来、載_レ両度事書_レ之上、就_レ面々訴_レ、雖_レ被_レ成_レ御教書_レ、寄_レ事於世上物忿_レ、云_レ守護_レ、云_レ使節_レ、尚緩怠之間、多以不_レ事行_レ云々。難_レ遁_レ其咎_レ。
但無_レ勘録_レ者、定有_レ未尽之後訴_レ歟。所詮且取_レ調先日散状_レ、召_レ出守護代并論人等_レ、尋_レ究遵行難渋之旨趣_レ、陳謝無_レ謂者、准_レ先例_レ可_レ勘_レ申罪名_レ。亦有_レ殊会尺_レ者、隨_レ事体_レ加_レ糾決_レ、宜_レ經_レ評議_レ之由、可_レ仰_レ五方之引付_レ（後略）

本法は、正平の一統が破れ、足利義詮が南朝軍を駆逐し入京し、その後に発布された寺社本所領保護立法の1つである。山田徹氏は、下線部に着目し、義詮の入京後、幕府が引付勘録を作成せずに、所務遵行を命じてきたことを指摘している⁴³⁾。こうした遵行命令には、下知状ではなく御判御教書が用いられた。これは、引付—評定で行われる訴人・論人（被告）の訴陳状交換、口

頭弁論を行わず、直ちに所領押領停止命令を出すという「特別訴訟手続」である⁴⁴⁾。また、文和～貞治年間に引付方が興廢を繰り返し、ついに永和4年（1378）を期に引付方が停止に向う。足利将軍が公武に君臨する室町殿権力に変容する中、奉行人が室町殿に個別に伺いを立てる「個別伺」が成立する⁴⁵⁾。これにより下知状はさらに減少した。

そして、応永年間には引付方が完全に廃絶する。そこで応永8年（1401）東寺と松尾社との山城国植松荘に関する下知状の作成手続をみてみよう。東寺奉行斎藤玄輔は単独で「御下知案」を作成し、義満がそれを実見、正文を本奉行中沢氏綱が作成している⁴⁶⁾。奉行人が単独で作成した「御下知案」は、引付勘録（評定事書）とは認識されていない。引付方の合議を経ず、奉行人個人の責任で御下知案が作成されており、奉行人の文書作成責任が重くなっている。南北朝後期以降、引付勘録・評定事書はほとんど作成されなくなり、幕府文庫も機能不全となり、問注所も文書管理上の地位を低下させたと考えられる。

幕府文庫の地位低下と密接に関係すると思われるのは、正平の一統時における南朝の京都突入と、問注所執事の交替である。執事太田顕行は、観応2年（1351）8月に直義とともに出奔した（『園太曆』同月12日条）。その後は執事が補任された形跡がない。貞和5年（1349）8月の高師直クーデターの後、侍所頭人が補任されなかった事例もあり⁴⁷⁾、顕行出奔後の問注所執事は未補任だったのではないか。また正平7年（1352）2月20日に南軍が京都を急襲した時、直義・義詮邸であった三条坊門殿が焼失している⁴⁸⁾。文和2年（1353）・3年、康安元年（1361）にも南朝の京都占領があり、幕府文庫も被害にあったと思われる。

問注所執事の補任を見ると、文和3年（1354）には太田顕行が復職していたが、延文3年（1358）には町野信方に替わっている。一方顕行は文和3年～延文3年の間にふたたび鎌倉に下っている⁴⁹⁾。応安以降、問注所沙汰始は行われたが⁵⁰⁾、紛失安堵や文庫への関与はみえない。

問注所の文書の行方を考える上で興味深い事例がある。『空華日用工夫略集別抄』応安7年（1374）11月28日条⁵¹⁾によると、鎌倉円覚寺炎上の件で顕行の子長康と義堂周信が対面し、長康は「家記録」で先例を調べている。太田氏は『建治三年記』『永仁三年記』を残しており、顕行は鎌倉下向の際にこうした記録を持ち出し、長康に譲っていたのである。

前述した延文3年の執事交替は、尊氏死去と義詮への將軍継承が契機であったという⁵²⁾。町野氏の執事就任は宮騒動以来112年ぶりであり、旧直義派の顕行は義詮の將軍任官に伴い排除されたのではないか。幕府文庫に置かれた文書も、太田氏が一部持ち出したとも考えられる。

以上のような、訴訟制度の変化、観応の擾乱後の京都占領、問注所執事の交替によって、問注所が評定事書を幕府文庫で管理する体制が失われていった。また「個別伺」の成立により、評定事書の作成も衰退していった。笠松氏は室町中後期における問注所の記録業務専従化を見通しているが⁵³⁾、そうした状況は成り立たないといわざるを得ない。

また観応の擾乱から義詮死去まで紛失安堵状は一通もみられない。酒匂資光のように紛失安堵への需要はあったが、擾乱で事書などの文書が失われたことが一因であろう。義満期には数通の

紛失安堵があるが⁵⁴⁾、直義のような現地調査を経た例はみえず、尊氏の即時型の紛失安堵を継承したと思われる。恩賞方などの事書との関係もはっきりしないが、義教期には発給文書の控えである「符案」を以て紛失した正文に代えた例があり（『御前落居記録』永享2年（1430）12月21日条、この点は後述）、幕府内で保管される書面が原簿としての機能を失ったわけではない。鎌倉幕府以来の評定事書はその地位を符案などの他の帳簿に譲っていき、室町幕府文書管理体制は変容を余儀なくされた。次章では室町期につながっていく帳簿を検討する。

第2章 幕府奉行人による文書管理

第1節 符案の作成・保管・機能

高橋氏が裁許下知状の原簿として、評定事書のほかに挙げたのが下知符案である。下知符案は「評定事書をもとに作成された（引付方でのチェックを経た一筆者注）下知状の草案であり（中略）裁許状正本と共に通するがゆえに、裁許下知状の「原簿」として機能した」書面、つまり下知状の公的な草案である（高橋A、379頁）。その保管先は奉行人の宿所で（高橋B、408頁以下）、室町期には奉行人清氏の「文庫」⁵⁵⁾、飯尾氏の「倉」がみえ⁵⁶⁾、文書収蔵施設は充実していく。寺院文庫や幕府の公方御倉に記録を預けた例もある⁵⁷⁾。

そもそも符案は古代から存在し、官文殿に保管された太政官符や官宣旨の控えであった。中世公家社会でも貴族が発給に関与した文書案集を符案と呼び、先例集・原簿として用いられた⁵⁸⁾。室町幕府では主に室町中期以降の將軍御内書を書写した符案が注目されてきた。桑山浩然氏は佐藤氏の帳簿論を受け、現存する符案を含む引付を検討した。すなわち、多くは冊子であり、授受関係のある文書について草案・控えとして発信者の手元に残されたもので、後日の証拠、先例を知るためのもの、広義には故実書や文例集も含むといった緩やかな定義を行った⁵⁹⁾。

高橋氏の成果は、符案と呼ばれる書面が鎌倉後期にも存在し、下知状に対応した「原簿」機能を具体的に論証した点が重要である。本節では、符案を幕府発給文書の草案で、内部で保管する書面と理解した上で、鎌倉幕府からの継承・断絶に留意しつつ、南北朝期における機能と展開を検討する。特に、どのような様式の文書で符案が作成・保管されたか、そして機能したかを検討し、現在伝来する符案への見通しを述べたい。

【史料4】「森田清太郎氏所蔵文書」（暦応2年）7月藤原師英書状案（東京大学史料編纂所所蔵影写本、請求記号：3071.65-34）

清書奉行式部權少輔師英返状

承候長尾事、私難書改之間、伺申武州候之処、直付可被封裏本奉行人之由、被仰付之間、被封裏、可〔〕

七月〔〕 師英在判
(明石行連)
因幡守殿

【史料5】同文書（暦応2年）7月13日明石行連書状案

因幡守行連状云 遣_施行奉行藤大炊助国兼許_状也
施行符案、一通進候。可_有_清書_候。恐々謹言。

七月十三日 行連在判

山県大炊助殿

本文書は、醍醐寺地蔵院領紀伊国長尾郷についての暦応2年7月13日付幕府執事高師直施行状（出典【史料4】に同じ）を作成するために、奉行人間で交わされた書状案である。施行状の作成過程がわかる点でも興味深いが、ここでは「施行符案」に注目したい。清書奉行藤原師英は⁶⁰、施行状について改めるべき点を見つけたが、私的に内容を変更できないので、武州（高師直）に伺ったところ、裏を封ずるべき本奉行人に直接付けよと仰せがあった。指示を受けた本奉行人である明石行連は、直したものと「施行符案」に仕立て、施行奉行山県国兼に遣わしている。この「施行符案」が管見の限り室町幕府内で符案と名の付く書面の初見であり、その機能は草案として作成・機能していることがわかる。

施行状は、所領の権利文書となる將軍下文・寄進状の執行命令書であり、上位者の意を奉じて相手に通達する奉書に含まれる。本来は承認的な権利付与には用いられなかつたが、南北朝期には施行状も権利文書として機能するようになった⁶¹。この施行符案は文言修正に伴う草案に過ぎないが、文書本体の機能の変化を受け、施行状のような奉書でも広く符案が作成されるようになったのではないか。当然、勘録・評定事書が作られた直義の下知符案も作成されたと推測される。施行符案の保管先は、鎌倉期の例や後述する「奉行所」から判断すると、施行奉行の山県国兼か、本奉行人明石行連の家であろう。また「一通」とあるように、一紙物の状態で保管されたと考えられる。

こうした符案は草案以外の機能も果たした。『御前落居記録』永享2年（1430）12月21日条の例であるが、応永19年（1412）の義持「御判」の「符案」が、訴人の大徳寺が紛失した正文の代わりとして「奉行所」から「召出」され、それを証拠として訴人勝訴となつた。この「御判」は、大徳寺に出された「安堵御教書」を指しており、様式は御判御教書であったに違ひない。応永年間には御判御教書様式の文書でも符案が作成され、「奉行所」 = 担当奉行人の宿所⁶²にて保管されており、「裁許の証拠」として機能したのである。

先例集としての符案についても公帖を例に検討したい。公帖は五山など禅院の住持を將軍が補任する文書で、様式は御判御教書である。文明19年（1487）5月2日足利義政は「凡公文早之字」、つまり公帖の文言「早_守先例_」における「早」の字の有無を問題とし、亀泉集証を通じて飯尾加賀守清房に諮詢した（『蔭涼軒日録』同日条）⁶³。翌日清房は「吾家旧記、乱中失レ之」と述べながらも、4日には「公帖内、有_早之字_公文案五通、自_飯尾加賀守方_來、供_台覽_、一通者萬宗和尚相国寺再住、応永九年二月九日准三宮（足利義満）」（同5日条）と、85年前の応永9年（1402）の義満のものを含む公帖案を出してきた。

清房が公帖に関する諮詢を受けたのは、文明18年（1486）に公帖右筆に任じられ、しかも

「吾家代々勤レ之」という家だったからである（同文明18年11月3日条）。確かに長禄4年（1460）には「飯尾加賀守旧記」が存在し、それには応永12年（1405）・同34年という義満・義持期の公帖案が写されていた（長禄4年正月18日条）。「飯尾加賀守旧記」の形態は未詳だが、文書を正確に写した符案を含み、義満以来の長期にわたるものであった。

最終的に、義政は清房から「有」の答申を受けつつも近年の例を参照し、「早」の字を記載しないよう決めた（同文明19年5月5日条）。公帖の法的効力というより、書札札を問題視したのであろう⁶⁴⁾。現存する公帖符案として享禄5年（1532）諫方貞通作の続紙のものがあり、公帖だけを写している（『大日本古文書』蜷川家文書507号）。「飯尾加賀守旧記」が公帖だけのものか、他の文書様式の草案を含むか、さらにその形状も不明だが、写された文書案自体は、符案とみなすことができ、書札札の先例集として機能したのである。

このように書札札を確認するために符案を残すことは、おそらく南北朝期にさかのぼる。応安4年（1371）に洛東吉田社の神主吉田家は家領の保証を管領細川頼之奉書により受けた。吉田兼應は奉書の宛所に「殿」がないことに憤り、担当奉行斎藤玄觀を批判している⁶⁵⁾。この事例には符案は出てこないが、奉書は厳格な書札札が求められる様式であり、符案がその解決に役に立つことは公帖の例から明らかである。頼之奉書は施行状と同じ奉書様式であり、施行状と同じく符案が作られていても不思議ではない。

こうした符案が作成されうる状況に至った背景には、まず南北朝期における公武関係の再編があげられよう。また室町幕府将軍文書の様式が、義満期までに鎌倉幕府以来の下文様文書が衰退し、書状から発展した御判御教書・御内書といった書札様文書が主流となり、さらに管領奉書なども広範に用いられるようになったことも重要である⁶⁶⁾。鎌倉以来の奉行人が持つ書札札の知識やそれまで蓄積した符案では対応できない状況が現れたのである。また前述のように義満期には奉行人の文書作成上の責任が重くなり、奉行人が符案を蓄積する必要性が増したと考えられる。

話をまとめよう。南北朝から室町初期には、施行状を含む奉書、御判御教書の符案が作成・保管されるようになり、鎌倉幕府よりも符案の種類が増加した。その背景には文書本体の機能の変容、公武関係の変化による書札札の刷新、奉行人の文書作成上の地位向上という、南北朝後期特有の問題が存在した。とりわけ書札札の確認には、文書の正確な写が必要であり、宛所の無い評定事書や後述の落居記録とは異なる符案が求められるようになったと考えられる。符案の原簿機能は維持されたが、一方で書札札の確認という機能が従来以上に期待されるようになった。室町中期以降、御内書などの符案を含む引付が数多く作成されるようになるのは、こうした変化が背景にあったと見通しておきたい。

第2節 「落居記録」の作成・保管・機能

鎌倉幕府では評定事書・下知符案のほか、引付奉行が沙汰ごとに審理経過を逐一記録した「引付記録（日記）」が存在した（高橋B、399頁）。南北朝期には、史料上「記録」と表記されるも

のがみられ、これに類するものと考えられる。『武政軌範』引付内談篇から「内談一決事、於当座_申沙汰人記_議定之趣_、是定法也。及_後日_、有_不審事_之時、披_記録_、勘_進之_。是号_引付勘録_歟」とあり、「申沙汰人」（担当奉行人）が所務相論などの議定の内容を書き記す記録があったことが知られる。不審があればこれを勘進するという引き合せの機能を持つ点で帳簿の一種とみなすことができる。「引付勘録」と混同されているが、それとは別のものである。以下述べていくように、南北朝期の「記録」は、古記録（日記）ではなく、所務沙汰などの諸政務で奉行人が作成するもので、『武政軌範』にならい、これを落居記録と呼称する。では落居記録を具体的にみていく。

- (イ) 建武3年（1336）二階堂行珍「記録」（「反町英作氏所蔵三浦和田文書」貞和2年（1346）7月19日直義下知状案（『南北朝遺文』関東編1639号所引）。
- (ロ) 建武4年（1337）12月28日「侍所記録」（「南部晋氏所蔵文書」暦応2年12月17日直義下知状（同1035号所引）。
- (ハ) 建武5年（1338）3月8日飯尾頼連・同貞兼「記録案」（同文書所引）。
- (ニ) 暦応2年（1339）明石行連〈法準〉「(庭中) 記録（中略）彼案文」（「反町茂雄氏所蔵遠山文書」貞和3年（1347）4月7日足利直義下知状（同1696号所引）。
- (ホ) 応安3年（1370）「御沙汰記録案」（【史料7】）。

管見の限り4点の直義下知状で「記録」が本文付きで引用されており、また（ホ）【史料7】のように案文として寺社に伝わったものがある。紙幅の都合で原文は引用しないが、いずれも文書のような定型文言ではなく、具体的な内部の審理過程がみえ落居記録といえる。最も早いもので建武3年のものがみえ、同年以来戦闘が無かった京都では、確実にかつ継続的に記録が作成・保管されていたのである。本文は伝わっていないが、『室町家御内書案』延徳3年（1491）6月24日室町幕府奉行人意見状案^{⑥7}に康永2年（1343）「諫方円忠封裏記録」が引用されており、先述した飯尾加賀守家の符案のように、応仁の乱の被災を免れ長期間保管されたものもあり、家による文書管理の厳重さがうかがえる。（ニ）では、「沙汰次第」を直義から尋ねられた奉行人明石は、「記録を写し進せ」ている。こうした諮問には、「以前御沙汰之次第、可レ被_注申_」という奉行人奉書が出されており^{⑥8}、落居記録が奉行人の家に分散している状況に対応した手続きがあった。また、奉行人の案件交替に際し後任の奉行に「記録」が引き継がれている^{⑥9}。こうした点から、「記録」の保管先は、基本的に奉行人の家であったとみられる。

では、これら「記録」の作成の契機と作成者は誰であろうか。

【史料6】「東寺百合文書」ヒ函45号貞和4年7月25日上桂庄相論文書案奥書（上島有編『山城国上桂庄史料』上、166号）

右法花山寺淨土院々僧等、七月十日於_庭中方_、捧_申状_之間、長井縫殿頭為_管領_、書_銘於申状_、渡_奉行雜賀隼人入道西義_畢。寺家就_出_支状_、同廿日被_経_御沙汰_、被_棄_置彼院僧等訴訟_畢。奉行西義申云、御沙汰之趣、具注_記録_云々。

【史料6】は、貞和4年（1348）7月に山城国上桂莊をめぐる相論で、東寺寺僧が作成した文書案集の奥書である。本訴は庭中方で受理され、担当奉行であった雑賀西義が東寺に申すには「御沙汰の内容は、詳細に記録に記した」（下線部）という。

本相論の裁許は、（貞和4年）8月11日足利直義院宣施行状によってなされた⁷⁰⁾。この施行状には、庭中棄却の旨がみえず、庭中を棄却したことを証する文書は発給されなかつたと考えられる。したがって、雑賀は庭中を棄却した事実を「記録」に注したのであり、原簿として機能する評定事書や下知符案と異なり、文書発給とは関係なく記録が作成された。落居記録と評定事書・符案との大きな違いは、文書が発給されない場合でも奉行人が沙汰の結果を記録するものであり、当事者にとっても自身の権利保護の根拠となりうる記録となつた点に求められよう。なお（イ）二階堂行珍は奉行人よりも上位の評定衆（第1章の太田氏・町野氏も含む）であり、彼らも落居記録の作成者であった。

また、こうした落居記録は室町幕府法制が起動した建武3年時点から作成されている点が重要である（イ）。前章で指摘したように、下知状に伴う評定事書は早くて建武5年（1338）8月から作成され始めたと推測される。それ以前の所務沙汰の記録は実質的に評定衆・奉行人が作成する落居記録のみであったはずであり、沙汰の記録という面において、評定事書の地位を代替したと考えられる。また（ロ・ハ）は、侍所での審理の記録であり、本来引付一評定で処理される所務沙汰と関係ない記録が取り入れられている。これは訴訟当事者の敵味方認定が焦点となつたためであり、当該期独自の所務沙汰の運営方針に基づく措置であった⁷¹⁾。こうした点から、落居記録は室町幕府成立当初から公的記録の役割を担つており、鎌倉期とは異なる文書管理のあり方が動き始めていたのである。

これら落居記録は觀応の擾乱以降どのように展開するのであろうか。

【史料7】「東寺百合文書」ヒ函64(11)号 応安3年8月17日 室町幕府御沙汰記録案（『大日本史料』6-32、214頁以下）

覚王院僧正雜掌申教令院領塙小路朱雀并款冬田一町七段、同巷所事_{応安三八十七}^{御沙汰}。先度被_レ成_レ御教書_レ之處、遍照心院雜掌就_レ申_レ所存_レ、可_レ置_レ所務於中_レ旨被_レ仰了。而教令院領之條依_レ無_レ子細_レ、既施行之上者、可_レ遂_レ其節_レ之由、可_レ仰_レ使節_レ禁所_レ焉。

【史料7】は醍醐寺覚王院宋縁と西八条遍照心院との相論に際して作成された記録で、勝訴したのは覚王院宋縁である⁷²⁾。この時、管領細川頼之奉書、同年8月19日侍所打渡状（出典同【史料7】）とともに当事者側にこの「記録」案が交付されたため伝來したのである。

【史料7】の様式は事書・日付割書・本文という構成を取り追加法として出される評定事書に近い。しかし、侍所打渡状には、「同（去月）十七日重御沙汰記録」とみえ、評定事書ではなく落居記録の一つとみなされている。その作成機関は、末尾に「可_レ仰_レ使節_レ割書」とあるように侍所より上位の機関であり、評定か御前沙汰が想定できる。作成者は、【史料6】の事例を踏まえれば奉行人であり、保管先もその奉行人の家とみるのが自然である。この沙汰で出された細川

頼之奉書は、前述した特別訴訟手続に基づくもので⁷³⁾、一般的に奉書本文には【史料7】のような議論の経過は記載されない。

よって【史料7】が交付されたのは、直義のような下知状を用いた裁許ではなく、管領奉書としたことにより、記録を本文に織り込めず、別途交付する形態をとったためであろう。こうした裁許とは別に訴訟当事者に交付される文書として、佐藤雄基氏が指摘した院政～鎌倉期の理非判断を載せた勘状・問注記や評定文がある。これは裁許の法的効力を補完し、時に独自の権利文書となった。そして義教期以降寺社本所側に伝来する室町幕府評定衆・奉行人意見状もこの延長で捉えられるという⁷⁴⁾。【史料7】は意見状のような上申文書ではないが、前掲（イロハニ）の落居記録も含め、理非の判断を載せたものであり、裁許を補完する機能を果たすものである。【史料7】が交付されたのは、特別訴訟手続による裁許を補完する意味を持ったからであろう。当事者にとっても権利文書となっており、記録以上の機能を果たしたといえよう。頼之期の沙汰（評定・御前沙汰）で、評定事書の様式を引き継いだ落居記録が作成されたのは、下知状（下文様文書）の衰退・書札様文書の展開という文書様式と対応する変化が背景にあったからである。落居記録は事書のような原簿機能は果たしえないが、それに代わる公的な沙汰の記録という地位を与えられたのである。『武政軌範』に記録をつけることが「定法」とあるのは、こうした地位の変化を受けたものと考えられる。

このように南北朝期室町幕府では諸機関に所属する奉行人が落居記録を作成・保管していた。文書の発給とは別個に作成されるもので、裁許に不審があれば確認する記録であった。しかし、それを超えて裁許を補完する機能、換言すれば幕府が持つ訴訟当事者の権利文書という機能を持った。前述のように室町幕府では、裁許下知状に伴う評定事書の作成が建武5年8月から行われたと推測されるため、落居記録は当初より評定事書に代わりうる公的な記録として作成・保管されたといえるのである。

室町期には、奉行人の担当した案件を記録したものとして「伺事記録」があり、現在確認できるものでは、義教期の永享元年（1429）のものが最も古い⁷⁵⁾。落居記録はその前史に位置付けられ、室町期につながっていくものであった。また落居記録の交付と意見状の交付との関係も慎重に検討すべきだが、裁許を補完する形態としての記録利用を意見状の前段階としてとらえておきたい。符案と落居記録は、内乱の過程でその位置づけを大きく変え、後につながっていく帳簿となつたのである。

おわりに

本稿では、文書管理史の視点から、先学では見過ごされてきた南北朝期を中心に、評定事書・符案・落居記録に限定して、それらの文書管理体制を検討してきた。当初は鎌倉幕府のような幕府文庫における評定事書の問注所による集中管理が継承されたが、観応の擾乱を契機に引付一評定制の衰退、義満期の個別伺の成立によりこの体制は継承されなかった。幕府文庫は奉行人の出

入りが制限された「外部記憶装置」であるがゆえに、奉行人らの保護を得られなかつた。内乱の過程で、問注所執事太田・町野氏を含む個々の評定衆・奉行人の家に依存する文書管理体制が形成されたのである。

一方で、紛失安堵でみたように、内乱状況に対処するため、尊氏・直義の権限に合わせた事書の管理・利用実態が存在し、そしてそれが尊氏の権限の一角を成し、尊氏の方式が継承された。尊氏の紛失安堵への関与は先学では明確に指摘されておらず、尊氏の権限として特筆すべきである。また奉行人による符案の作成・保管が拡大していったのは、公武関係の変化に加え、将軍・管領などの幕府文書が、前代以来の下文様文書から、差出・受取人の関係によって厳格な書札札が適用される書札様文書に置き換わった結果、符案を残す必要性が増したからであった。また落居記録も評定事書に代わる機能を当初より持つており、観応の擾乱後には裁許の補完、幕府側に残った訴訟当事者の権利として機能した。これらは幕府が内乱期特有の課題に対応していくために、文書管理体制を形成していったことを意味し、当該期が室町幕府文書管理史上の画期となつたのである。

このように幕府内で保管された帳簿がいかにして正当なものと認識されたのだろうか。高橋氏は鎌倉幕府の「個々の引付奉行人の「家」は、それを越えた文書保管施設、合議・衆議の理念に裏打ちされた鎌倉幕府の文庫によって、正当性を担保されている」と述べる（高橋B、413頁）。しかし、室町幕府では、こうした担保はなされなくなった。奉行人の持つ帳簿の正当性は『武政軌範』にみられる「定法」が注目されるが、より重要なのは新田一郎氏が指摘した、南北朝中期以降に訴訟当事者の「由緒」を整序し、遵行命令（施行）によって当知行を保証しうる特権的な判断主体に将軍がなったという変化である⁷⁶⁾。符案は発給文書の公的な控えであり、落居記録も【史料7】に「御沙汰」とあるように将軍の決定という意味合いを持つ。符案・落居記録は鎌倉幕府で作成された帳簿の延長線上にあるが、南北朝期に将軍の命令を記録する媒体となったことが正当性の源となったのではないか。奉行人が文書管理の担い手であったことも言われていたが、将軍の地位の変化に伴い、奉行人の帳簿は、公的な役割を与えられ、奉行人は文書管理上、重要な地位を持つようになった。前節で指摘した初期の記録の尋ね出し手続は外部記憶装置の衰退後こそ重要だったはずであり、こうした手続きも南北朝後期に継承され、各家の文書・記録が一種のアーカイブズとして共有される体制が成立したと考えられる。

最後に今後の見通しと課題を述べる。南北朝期室町幕府は同一所領を別人に給付するといった文書行政上の欠陥とも思える事態にも直面していた⁷⁷⁾。文書管理体制が整っていればこうした事態は招かなかつたはずといった批判も想定できる。これは闕所地注文などの本稿で扱わなかつた書面も合わせて検討すべき課題である。また義持期には「建武以来追加」など法令集が編纂され、既成法を前提とした判例主義へと進んでいく⁷⁸⁾。これら法制史料の原史料（追加法としての評定事書）についても、まったく触れえなかつた。また義教期には将軍自身が花押を据え、奉行人が交替で執筆した「御前落居奉書」「御前落居記録」が成立する。これらと符案・落居記録と

の関係にも簡単に触れたのみであり、すべて今後の課題としたい。室町幕府に限らず、中世武家政権の文書管理研究はなお端緒についたばかりであり、諸賢の叱正を仰ぐのみである。

注

- 1) 安藤正人「序章」、『記録史料学と現代』、吉川弘文館、1998年、5頁。
- 2) 河音能平「日本中世前期の官司・権門寺社における文書群の保管と廃棄の原則について」、『河音能平著作集5 中世文書論と史料論』、文理閣、2011年、初出1988年。同「日本中世前期の官司・権門における文書群の保管と廃棄の原則について」、同、初出1990年。寺社については、上島有『東寺・東寺文書の研究』、思文閣出版、1998年、永村眞『中世寺院史料論』吉川弘文館、2000年、松井輝昭『巖島文書伝来の研究—中世文書管理史論—』吉川弘文館、2008年、公家については、松蘭斎『日記の家—中世国家の記録組織—』吉川弘文館、1997年、井上幸治『古代中世の文書管理と官人』八木書店、2016年。村落については『民衆史研究』74、2007年の特集が重要である。武家においては、和田秀作「大内氏の文書管理について—「殿中文庫」を中心に—」、『山口県文書館研究紀要』37、2010年などがある。
- 3) 石井良助『新版中世武家不動産訴訟法の研究』、高志書院、2018年、初出1938年、笠松宏至「中世法の特質」、『日本中世法史論』、東京大学出版会、1979年、初出1963年。
- 4) 笠松宏至「室町幕府訴訟制度「意見」の考察」、前掲注3著書、初出1960年。前川祐一郎「室町幕府法の蓄積と公布・受容」、『歴史学研究』729、1999年。松園潤一朗「法制史における室町時代の位置」、『歴史評論』767、2014年。同「室町幕府法」、日本史史料研究会監修・松園潤一朗編『室町・戦国時代の法の世界』、吉川弘文館、2021年、35-41頁。
- 5) 西岡芳文「中世日本における文書と情報の管理」、『歴史学研究』985、2019年。
- 6) 高橋一樹、『中世荘園制と鎌倉幕府』、塙書房、2004年所収。
- 7) 前掲注6著書所収。
- 8) 新田一郎「「法」の記憶—中世武家政権をめぐる素描—」、『文学』7(3)、2006年。
- 9) 佐藤雄基「中世の法と裁判」、『岩波講座日本歴史』第7巻中世2、岩波書店、2014年。
- 10) 佐藤進一「中世史料論」、『日本中世史論集』、岩波書店、1990年、初出1976年、今谷明「室町幕府御内書の考察—軍勢催促状・感状を中心に—」、『室町時代政治史論』塙書房、2000年、初出1985年、桑山浩然（研究代表者）『室町幕府関係引付史料の研究』、昭和63年度科学研究費補助金一般研究（B）研究成果報告書、1989年、村井章介「中世史料論」、『中世史料との対話』、吉川弘文館、2014年、1999年、設楽薰「「伺事記録」の成立」、『史学雑誌』95(2)、1986年。
- 11) 「頭書」に「不レ及_二沙汰_一」と書く例は、「島津他家文書」元徳元年（1329）11月29日鎮西下知状『鎌倉遺文』30786号に「頭書云不レ及_二沙汰_一」、同文書「殺害放火事」に「如_二同事書_一（中略）頭書云、被_レ注_二進本訴_一之上、不レ及_二沙汰_一者」とあるのを参照。
- 12) 熊谷隆之「守護代・使節・検断沙汰—摂津国長洲莊悪党関係史料の分析から—」、勝山清次編、『南都寺院文書の世界』、思文閣出版、2007年、143、144頁。
- 13) 吉田賢司「室町幕府論」、『岩波講座日本歴史』第8巻中世3、2014年、亀田俊和「南北朝期室町幕府研究とその法制史的意義—所務沙汰制度史と將軍権力二元論を中心に—」、『法制史研究』68、2019年。
- 14) 「金澤文庫古文書七ノ五四八六」（貞和2年）月日欠氏未詳書状『南北朝遺文』中国四国編1493号。
- 15) 前掲注4笠松「室町幕府訴訟制度「意見」の考察」、101頁。
- 16) 設楽薰「私の室町幕府研究と「史料」探索」、久留島典子・榎原雅治編『展望日本歴史11 室町の社会』月報20、東京堂出版、2006年。
- 17) “タ函/5太良庄地頭方評定引付”、東寺百合文書 WEB、<http://hyakugo.pref.kyoto.lg.jp/contents/detail.php?id=5520>、参照2021-6-3。なお【史料1】の日付は、直前に8月5日付快俊書状が写されており8月にかけた。

- 18) 岩元修一「足利直義裁許状の再検討」、『初期室町幕府訴訟制度の研究』、吉川弘文館、2007年、初出 1994年、242頁。
- 19) 東寺百合文書 WEB、<http://hyakugo.pref.kyoto.lg.jp/contents/detail.php?id=11279>、参照 2021-6-3。
- 20) 貞和 5 年 3 月日東寺越訴状、『教王護国寺文書』385号。
- 21) 「東寺百合文書」せ函武 20 号暦応 4 年 4 月 28 日引付頭人吉良貞家奉書に訂正のための安威資脩裏花押があり、彼は暦応 4 年当時引付奉行人であることが確かめられる。拙稿「室町幕府奉行人在職考証稿(1)—元弘 3 年(1333)～康永 3 年(1344)一」、『立命館文学』651、2017年、23頁。
- 22) 前掲注 3 石井『新版中世武家不動産訴訟法の研究』、254頁以下。
- 23) 佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」、『日本中世史論集』岩波書店、1990年、初出 1960 年、194 頁。
- 24) 「黄備古簡集五」嘉元 2 年(1304)9 月 20 日六波羅下知状写、『増訂鎌倉幕府裁許状集』下 六波羅鎮西裁許状篇補 17 号。「摂津國長洲莊惡党関係史料」329 頁(延慶 4 年、1311)3 月 23 日春日社散在神人教念等申状案、前掲注 12 『南都寺院文書の世界』。
- 25) 松井直人「南北朝・室町期京都における武士の居住形態」、『史林』98(4)、2015 年、7 頁。
- 26) 「石清水八幡宮記録當宮縁事抄」同日付足利直義下知状写『大日本史料』6-5、32 頁。
- 27) 森茂暉『足利直義』、KADOKAWA、2015 年、49 頁。
- 28) 前掲注 23 佐藤「室町幕府開創期の官制体系」、211 頁。
- 29) 前掲注 4 笠松「室町幕府訴訟制度「意見」の考察」、101 頁。
- 30) 岸田裕之・秋山伸隆「安芸内藤家文書 井原家文書—その翻刻と解説」、『広島大学文学部紀要』49 特輯号 1、1990 年、内藤家文書 35 号。『花押かゞみ』5、237 頁。
- 31) 岩元修一「評定・引付(内談)方」、前掲注 18 著書、初出 1990 年、20-29 頁。
- 32) 「吉成尚親氏所蔵茂木文書」建武 4 年 7 月 3 日足利直義下文『南北朝遺文』関東編 716 号、「田代文書」暦応 3 年 5 月 17 日足利直義下知状案、同 1114 号。
- 33) 七海雅人「鎌倉幕府の譲与安堵」、『鎌倉幕府御家人制の展開』、吉川弘文館、2001 年、48 頁。
- 34) 「広島大学所蔵今川家古文書写」暦応 4 年 9 月 15 日足利尊氏下文写『南北朝遺文』関東編 1270 号。
- 35) 「森家文書」2 号、千住名重書写口号康永元年 6 月 26 日足利尊氏寄進状案『和歌山県史』中世史料編 2。
- 36) 吉田賢司「室町幕府の国人所領安堵」、『室町幕府軍制の構造と展開』、吉川弘文館、2010 年。初出 2004 年、70 頁。
- 37) 拙稿「初期室町幕府における恩賞方—「恩賞方奉行人」の考察を中心に—」、『古文書研究』72、2011 年。
- 38) 「薩藩旧記二十五」延文元年十月日酒匂資光軍忠状『南北朝遺文』九州編 3924 号。
- 39) 前掲注 36 吉田「室町幕府の国人所領安堵」、71-76 頁。
- 40) 前掲注 37 拙稿、61 頁。
- 41) 「尊經閣古文書纂仁和寺心蓮院文書」弘長 2 年(1262)3 月 1 日関東下知状『鎌倉幕府裁許状集』関東編 106 号。
- 42) 前掲注 12 『南都寺院文書の世界』、329 頁、同熊谷論文。
- 43) 山田徹「南北朝中後期における寺社本所領関係の室町幕府法」、『日本史研究』635、2015 年、5-6 頁。
- 44) 岩元修一「初期室町幕府の訴訟親裁化」、注 18 著書、初出 1994 年、95 頁以下。
- 45) 山田徹「室町幕府所務沙汰とその変質」、『法制史研究』57、2007 年。
- 46) 「植松方評定引付」応永 8 年 10 月 28 日、同 29 日条、「東寺靈宝藏中世文書」1 函 6 号、京都府立京都学・歴彩館所蔵写真帳、この時の裁許状正文は「東寺文書」同月 28 日足利義満下知状である(『大日本史料』7-5、147 頁)。
- 47) 「新田神社文書」72 号(貞和 5 年)引付衆交名注文写『鹿児島県史料』旧記雑録拾遺家わけ 10。
- 48) 亀田俊和『觀応の擾乱』、中央公論新社、2017 年、188 頁。
- 49) 木下聰「町野氏」「太田氏」、『室町幕府の外様衆と奉公衆』同成社、2017 年、初出 2012 年、2018 年、291、314 頁。
- 50) 『花営三代記』応安 3 年正月 28 日条、同 4 年正月 22 日条、永和 4 年正月 11 日条。

-
-
- 51)『大日本史料』6-41、274頁。人名比定は湯山学「鎌倉府と問注所執事三善氏」、『鎌倉府の研究』、岩田書院、2011年、初出1992年に拠る。
- 52)新田一郎「「問注所氏」小考—太田氏を中心に—」、『遙かなる中世』8、1987年、56-57頁。
- 53)前掲注4笠松「室町幕府訴訟制度「意見」の考察」、89、101、102頁。
- 54)「北条寺文書」応安4年7月2日管領細川頼之奉書案、『静岡県史』資料編6中世2、834号、『鹿王院文書の研究』161号、応安7年10月22日足利義満御判御教書、「六孫王神社文書」応永5年12月6日足利義満御判御教書『大日本史料』7-3など。当知行に基づくものは「出羽上杉文書」明徳4年(1393)11月28日足利義満袖判御教書『南北朝遺文』関東編4614号、相伝に基づくものは『大日本古文書 益田家文書』10号、永徳3年(1383)2月15日足利義満御判御教書がある。
- 55)『東寺廿一口供僧方評定引付』応永33年(1426)年正月17日条。
- 56)森幸夫「室町幕府奉行人飯尾為種考」、『中世の武家官僚と奉行人』、同成社、2016年、初出2013年。
- 57)設楽薰「室町幕府奉行人松田丹後守流の世系と家伝史料」、『室町時代研究』2、2008年、20-23、65頁、「建武年間記」「群書類從」第25輯、拙稿「室町幕府奉行人松田氏の研究—南北朝期を中心に—」、『立命館大学』677、2022年、199、200頁。
- 58)末柄豊「『実隆公記』と文書」、五味文彦編『日記に中世を読む』、吉川弘文館、1998年、191頁以下。他に研究代表朝尾直弘「中・近世公家文書の研究」、平成2年度科学研究費補助金(一般研究B)研究成果報告書、1994年、研究代表者末柄豊『室町・戦国期の符案に関する基礎的研究』、2004~2005年度科学研究補助金・基盤研究(C)研究成果報告書、2006年参照。
- 59)桑山浩然「問題关心と課題」、同「室町幕府内談衆大館氏が残した史料—室町幕府」前掲注10『室町幕府関係引付史料の研究』、2-26頁。
- 60)師英は、藤原式家の儒者師英に比定される。増田欣「『史記』を源泉とする説話の考察」、『太平記』の比較文学的研究、角川書店、1976年、367頁以下。
- 61)亀田俊和「室町幕府執事施行状の形成」、『室町幕府管領施行システムの研究』、思文閣出版、2013年、初出2003年、170頁。
- 62)前掲注8新田「「法」の記憶」、56、63頁。
- 63)玉村竹二「公帖考」、『日本禪宗史論集』下之二、思文閣出版、1981年、初出1975年、616、710頁。
- 64)室町幕府の書札礼については、二木謙一「室町幕府における武家の格式と書札礼」、『武家儀礼格式の研究』、吉川弘文館、2003年、初出1997年、小久保嘉紀「中世書札礼史料論」、『室町・戦国期儀礼秩序の研究』、臨川書店、2021年、初出2007年を参照されたい。
- 65)「吉田家日次記」応安4年11月3日条『大日本史料』6-34、286頁。
- 66)上島有「室町幕府文書」、『日本古文書学講座』、第4巻中世編I、雄山閣、1980年、田中大喜「將軍の文書と武士団の文書」、小島道裕・田中大喜・荒木和憲編・国立歴史民俗博物館監修『古文書の様式と国際比較』、勉誠出版、2020年。なお下文様=公文書、書札様=私文書とみなす従来の古文書学的見解には、佐藤祐基「日本中世前期の文書様式とその機能一下文・奉書の成立を中心に—」、『史苑』75(2)、2015年に批判がある。
- 67)『中世法制史料集』第2巻、参考資料322条。
- 68)“牛函30-9/年未詳8月5日室町幕府奉行人奉書案”、東寺百合文書WEB、<http://hyakugo.pref.kyoto.lg.jp/contents/detail.php?id=8686> 参照2021-5-10、発給者は安富行長に比定される(拙稿「室町幕府奉行人在職考証稿(3)一文和2年(1353)~貞治6年(1367)一付氏族研究(治部氏)」、『立命館文学』663、2019年、219頁)。なお、本文書の年次は拙稿では未詳としたが、本文書にみえる「遍照寺宮」は益性法親王に比定でき、觀応3年(1352)11月死去している(櫛田良洪「益性法親王と称名寺剣阿との関係—金沢文庫文書を中心として—」、『鴨台史報』6、1938年)。よって年次は觀応3年以前となるので、ここに拙稿を訂正したい。本件については、太田壯一郎氏よりご教示を得た。記して感謝申し上げます。「薩藩旧記」觀応3年12月5日奉行人安富貞嗣書状写(『大日本史料』6-6、769頁)は、奉書文言がないが、奉行人間で注進状召し出しのために出された書状である。
- 69)『大日本古文書』東大寺文書803号(貞和年間)周防国雜掌定尊申詞事書土代。

-
-
- 70)「東寺百合文書」本函 85 号『山城国上桂庄史料』上、180 号。庭中および庭中方については、岩元修一「庭中方」、前掲注 18 著書、初出 1994 年を参照。
- 71)羽下徳彦「室町幕府初期検断小考」、寶月圭吾先生還暦記念会編『日本社会経済史研究（中世編）』、吉川弘文館、1967 年、86–90 頁。
- 72)相論の詳細は久留島典子「東寺・遍照心院相論考」、東寺文書研究会編『東寺文書にみる中世社会』、東京堂出版、1999 年を参照。
- 73)特別訴訟手続による裁許がなされた機関として、亀田俊和「脚光を浴びつつある「觀応の擾乱」以降の幕府政治」、日本史史料研究会監修・亀田俊和編『初期室町幕府研究の最前線』、洋泉社、2018 年、では、従来の議論を整理し御前沙汰とする。しかし前掲注 45 山田論文及び同「室町殿は、訴訟・紛争にどのように対処したのか？」、久水俊和編、日本史史料研究会監修『室町殿』の時代 安定期室町幕府研究の最前線』、山川出版社、2021 年、59 頁では、義詮期以降の特別訴訟手続による裁許の発給機関は文書との対応が不明瞭とし、御前沙汰を評定の一種とみなしている。本稿ではさしあたり記録作成の機関は断定しないことにする。
- 74)佐藤雄基「勘状と裁許」、『日本中世初期の文書と訴訟』、山川出版社、2012 年、初出 2011 年、223 頁。
- 75)設樂薰「永享元年「伺事記録」逸文の紹介と研究—足利義教の「御前沙汰」に関する未紹介史料—」、『史学雑誌』101（8）、1992 年。
- 76)新田一郎「「由緒」と「施行」」、勝俣鎮夫編『中世人の生活世界』山川出版社、1996 年。前掲注 4 松園「法制史における室町時代の位置」、34 頁以下。
- 77)前掲注 61 亀田「室町幕府執事施行状の形成」、179、180 頁。
- 78)前掲注 4 笠松「室町幕府訴訟制度「意見」の考察」、松園「法制史における室町時代の位置」、34–36 頁。

田中 誠 四天王寺大学講師

Makoto TANAKA Shitennoji University, Lecturer

